

●香川県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年8月18日から同年9月8日まで一般の縦覧に供する。

平成27年8月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺大野原線（24号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町羽方字長谷 口947番2地先から 三豊市高瀬町羽方字田井 829番1地先まで	前	12.6~50.0	176	平成25年香川県告示第97号で 変更した区域の一部 余剰地の不用物件化
	後	9.8~30.7	176	

- 4 供用開始の期日 平成27年8月18日